

3.3 施工計画及び供用計画

3.3.2 供用計画

3.3.2.1 ごみ収集車両等計画

(1) 運搬計画

ア ごみ等の運搬

北区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

施設稼働に伴い発生する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場へ運搬して埋立処分する。ただし、主灰については、民間のセメント工場へ搬出し、セメントの原料化^{注1)}を図る。

イ 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの8時から17時までとする。

ウ 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、現状と同様とし、図 3.3-4 及び図 3.3-5 に示すとおりである。

エ ごみ収集車両等台数

建替え後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である600トン/日稼働の時^{注2)}、ごみ収集車両667台/日、灰等運搬車両13台/日、合計680台/日と予測される。

オ 時間帯別予測台数

将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別予測台数は、表 3.3-3 に示すとおりである。

表 3.3-3 時間帯別予測台数

単位：台

時間帯 \ 車両	ごみ収集車両	灰等運搬車両	合計
8:00～9:00	81	0	81
9:00～10:00	145	5	150
10:00～11:00	130	1	131
11:00～12:00	70	0	70
12:00～13:00	19	0	19
13:00～14:00	128	6	134
14:00～15:00	84	1	85
15:00～16:00	10	0	10
16:00～17:00	0	0	0
合計	667	13	680

注) 時間帯別予測台数は既存施設の実績により按分した。

注1) 今後、セメント原料化以外の方法での焼却灰（主灰及び飛灰）の資源化についても推進する。

注2) ごみ搬入は月曜日から土曜日までの週6日である。一週間の焼却量を6日で搬入するため、1日あたり700トン（600トン/日×7日÷6日）搬入する条件で台数を算出した。

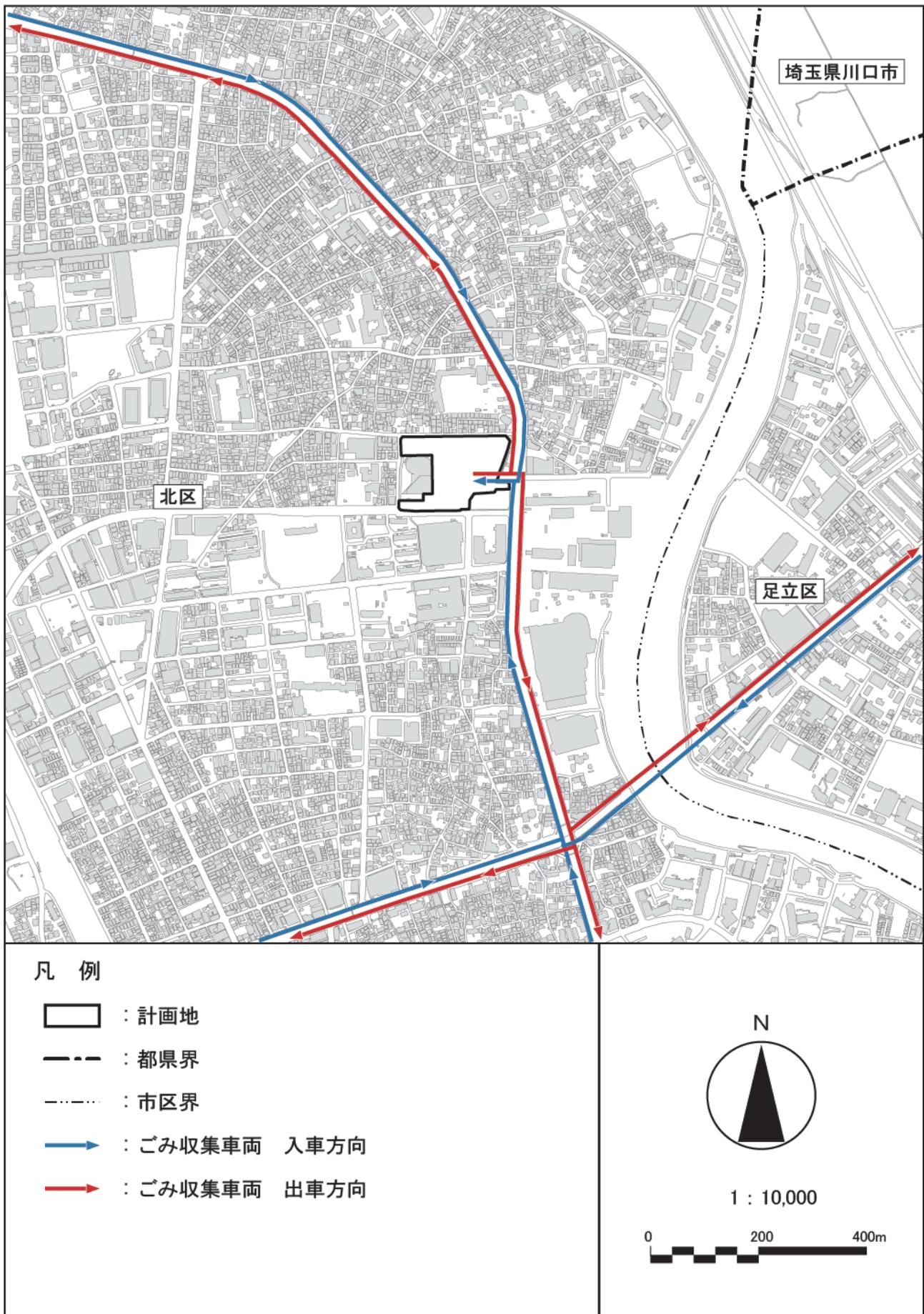


図 3.3-4 ごみ収集車両の主な走行ルート

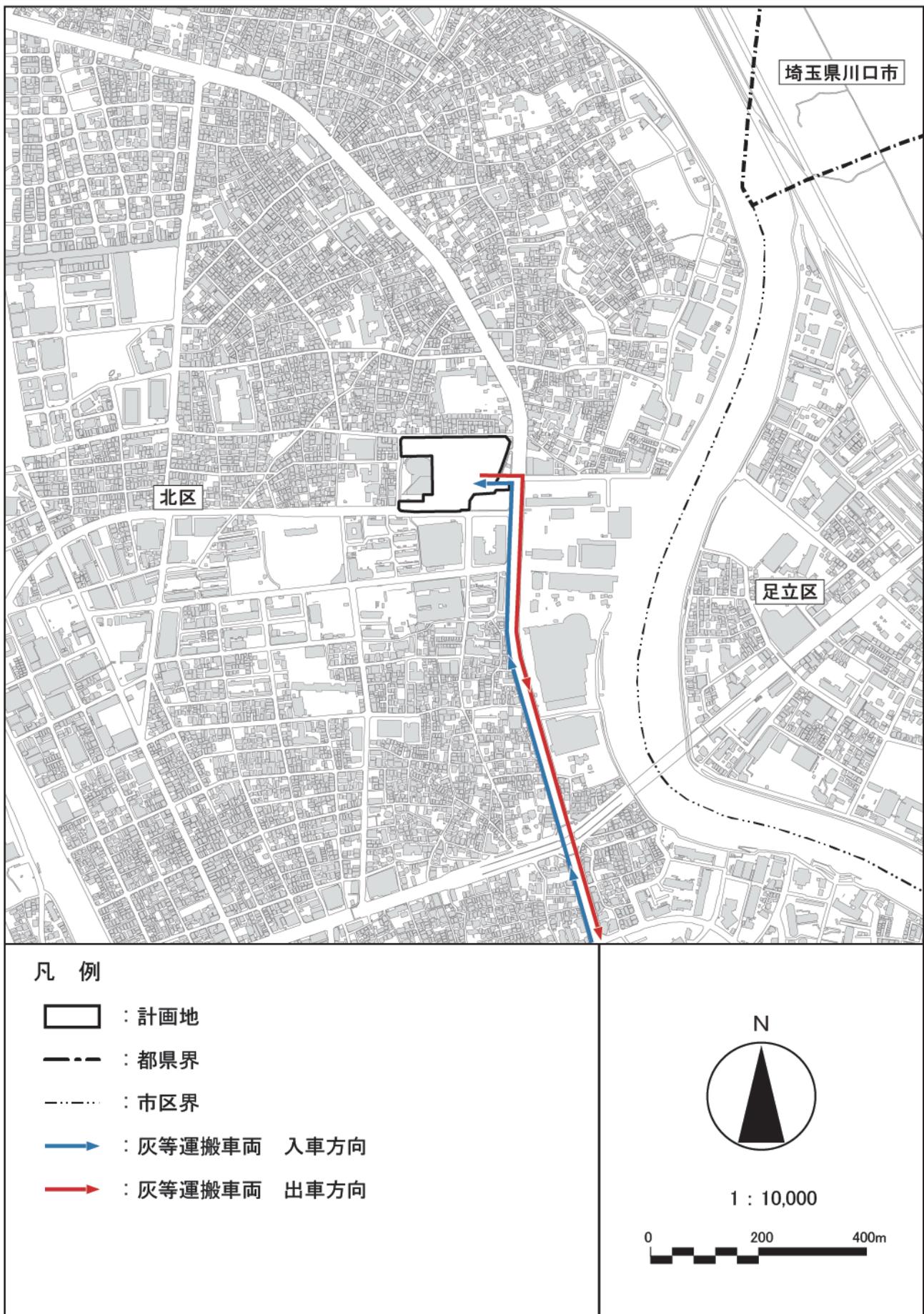


図 3.3-5 灰等運搬車両の主な走行ルート

(2) ごみ収集車両等の構造

ごみ収集車両等の外観は、代表として図 3.3-6 及び図 3.3-7 に示すとおりである。

ごみ収集車両は、図 3.3-6 のように汚水及び臭気が漏れない構造になっている。また、灰等の運搬車両は、図 3.3-7 のように天蓋付きとし、灰等が飛散しない構造とする。



図 3.3-6 ごみ収集車両の外観（小型プレス車 4 m³）



図 3.3-7 灰等運搬車両の外観（大型ダンプ車天蓋付 10m³）

3.3.2.2 施設の監視制御

建替え後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を24時間連続して行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

- ① 焼却炉では、ごみ供給量や一酸化炭素濃度等のガス成分の値から各箇所の燃焼空気量を自動制御して、燃焼温度や各排ガス濃度を適正に保ちごみの安定的な焼却を行う。
- ② 洗煙設備では、塩濃度やpH値をモニタリングして循環する水量及び苛性ソーダの注入量等を自動制御する。触媒反応塔では、排ガス中の窒素酸化物濃度や排ガスをモニタリングして薬剤吹き込み量等を自動制御する。
これら一連の制御により、排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物及び窒素酸化物等を除去することにより排ガス中の排出濃度を遵守する。
- ③ 汚水処理設備のpH値をモニタリングし、薬剤添加量はpH値又は処理水量に合わせ自動制御することによって、排水中の重金属類等を除去し下水排除基準を遵守する。

3.3.2.3 ダイオキシン類対策

(1) 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、燃焼室中の燃焼ガス温度を 800℃以上に保ち、2秒以上滞留することでダイオキシン類の発生を抑制する。

さらに、安定燃焼を図るため、一酸化炭素濃度を基準値以下に制御する等、燃焼管理を行う。

(2) 排ガス処理

ろ過式集じん器（バグフィルター）入口の排ガス温度を、200℃以下に下げることにより、排ガス中のダイオキシン類の再合成を防止する。

また、ろ過式集じん器（バグフィルター）によって、ばいじんを捕集するとともにダイオキシン類を除去する。さらに、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解除去することで、煙突出口でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値（0.1ng-TEQ/m³N^{注1}）以下にする。

(3) 汚水対策

汚水処理設備では、凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほとんど除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排除基準値（10 pg-TEQ/L^{注2}）以下とし、下水道へ放流する。

また、汚水処理過程で発生する脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。

3.3.2.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業に関連する計画には、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」、「東京都環境基本計画」、「北区基本構想」、「北区基本計画2015」等があり、これらの計画に基づいて環境へ配慮を行う。

注1) TEQとは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1ng（ナノグラム）は10億分の1gである。

注2) 1pg（ピコグラム）は1兆分の1gである。